

[中国] 最高知識産権法廷における 初めての民事行政第二審裁判

——厦門実正電子 vs 楽金電子(天津)
の実用新案特許権侵害事件——

(2019)最高法知行終142号及び民終366号

相 澤 良 明*

抄 録 2019年1月、中国の最高人民法院にアメリカのCAFCを意識した最高知識産権法廷が設置され、特許、営業秘密など技術に係る紛争のすべての第二審を担当するようになった。こうした司法改革に伴い様々な制度改正や新しい取組みが短期間に実施されている。こうしたなか、2019年12月に厦門実正電子、LG現地法人の楽金電子(天津)、及び国家知識産権局が当事者となる特許侵害民事訴訟及び対象特許無効取消行政訴訟の第二審が、いわゆる「二合一」審理として、初めて最高知識産権法廷で開廷審理された。本稿は実務者の参考のため、本件の民事訴訟及び行政訴訟の経過と争点、最高知識産権法廷での審理の進行及びクレーム解釈、禁反言と均等について報告する。

目 次

- はじめに
- 本事件の経緯
 - 実用新案特許出願
 - 実用新案専利権評価報告書
- 特許無効紛争
 - 特許無効宣言請求
 - 審決取消行政訴訟第一審
- 特許権侵害紛争
 - 民事訴訟第一審
- 民行合同審理(二合一)
 - 民行合同審理の背景と実際
 - 行政訴訟第二審の審理
 - 民事訴訟第二審の審理
- おわりに

1. はじめに

中国で特許権¹⁾や商標権の有効性を決定する専権は登録機関である国家知識産権局(CNIPA)

にあり、アメリカや日本のように裁判所である人民法院が特許権侵害の民事訴訟係属中に対象特許の有効性や権利行使能力を決定することは認められていない。そのため、国家知識産権局で特許の有効性を争った審決に対する不服は、北京知識産権法院に上訴することができるものの、裁判の争点は国家知識産権局の法律規定の適用の正否のみになり、法律適用の誤りがあった場合は差戻し審判となる。しかし、時には差戻し審判で同じ審決が出されて裁判所を何度も行き来し、権利の不安定な状態が長く続くことになる。特に、重要で難しい事件でこの状況が起こると、不安定な期間の長期化、当事者の損害の増加のみならず、行政と司法の人的資源の無駄遣いが指摘されている。

こうした行政と司法の二元分立体制のために

* 株式会社KyKインターナショナル 代表取締役
Yoshiakira AIZAWA

生じる不可避免的な循環訴訟の課題について、最高人民法院知識産権法廷長の羅東川氏が2019年3月にその改革を提唱している²⁾。また、2020年4月に意見募集がされた最高人民法院による特許登録権利確認行政事件の審理に関する規定(一)(意見募集稿)³⁾でもその対策が提案されているところである。

一方、同一の権利、同一の当事者の場合の行政と司法での重複した審判による人的資源の無駄遣いや訴訟期間の長期化に対する対策について、2016年7月5日に「最高人民法院による全国法院における知的財産権民事・行政・刑事事件裁判の『三合一』業務の推進に関する意見」が配布され、同一当事者が関係する事件を同時に審理する方向が示された。また、技術調査官制度⁴⁾の導入が、高度で難しい特許技術の事件を担当する裁判官に対する強い支援となり、事件に対する理解や対応力も向上しつつある。実務上は、特許事件で刑事事件が同時に処理されることは少ないため、民行同時訴訟の「二合一」の事件が増加している。

2. 本事件の経緯

1) 本件の対象特許

実案登録番号：ZL201220203855.0

出願日：2012年5月8日

登録日：2012年12月5日

実案名称：過熱保護回路の構造

実案権者：廈門実正電子科技有限公司

技術概要：プリント基板上の感熱素子と当該感熱素子の状態を読み取る保護回路を備えた過熱保護回路の構造であり、感熱素子はIGBTとブリッジを備える発振回路の近くに配置されることを特徴としている。

2) 廈門実正電子科技有限公司

実案権者で、民事訴訟の原告であり、行政訴訟の被告である。2003年7月23日に福建省廈門市に電子部品、電気製品、計器の販売及び電気・

電子製品及びソフトウェアの設計開発を事業範囲とし、資本金200万元(約3,200万円)の民間企業として設立された。主に、リレーやモジュールを取扱う小企業である。特許保有件数は実案のみ4件(2020年5月時点)、設立者が発明者である。

3) 楽金電子(天津)電器有限公司

民事訴訟での被告であり、行政訴訟の原告である。1995年12月28日に天津市に韓国LG電子、その現地法人楽金電子(中国)及び中国企業の天津渤海轻工投資集団による韓中合弁企業で、家庭用電気製品の設計、製造、販売及びアフターサービスなどを事業範囲とし、資本金15,000万米ドル(約160億円)の大企業で、特許保有件数は、発明特許1,790件、実案特許124件、意匠特許23件である(2020年5月時点)。

4) 被疑侵害製品

LG製電子レンジ製品(型番：MH6595GDS)に使用されている過熱保護回路。

5) 共同被告

烟台万昌電器有限公司(侵害品ネット販売)

浙江天猫網絡有限公司(Tmall事業者)

6) 国家知識産権局

行政訴訟の被告である。事件受理時は、日本の審判部に当たる国家知識産権局専利復審委員会であったが、2019年の行政改革で国家知識産権局専利局復審と無効審理部に改組されている。

7) 本件訴訟経緯

・評価報告書発行日：2017年5月22日

・特許無効取消請求(審判)

無効取消請求日：2018年1月9日

審決日：2018年6月26日(有効維持)

(審決第36449号)

・行政訴訟第一審

裁判地：北京知識産権法院

提訴受理日：2018年9月6日

判決日：2019年7月1日(却下、原審維持)

((2018)京73行初8992号)

控訴受理日：2019年9月12日

・民事訴訟第一審

証拠保全：2017年9月11日公証購入

裁判地：浙江省杭州市中级人民法院

提訴受理日：2017年10月25日

判決日：2019年3月20日（非侵害）

（(2017)浙01民初1405号）

控訴受理日：2019年8月26日

・第二審行政民事二合一同時審理

裁判地：最高人民法院知識産権法廷

（2019）最高法知行終142号（却下，原審維持）

（2019）最高法知民終366号（却下，原審維持）

判決日：2019年12月5日

2. 1 実用新案特許出願

本件対象権利は、実案で下記の通り：

登録番号：ZL201220203855.0

公報番号：202586299 U

出願日：2012年5月8日

登録日：2012年12月5日

実案名称：過熱保護回路の構造

国際分類：H02H 7/20, H02H 5/04

実案権者：厦門実正電子科技有限公司

請求項：独立請求項1と従属請求項2-4。

【請求項1】過熱保護回路（过温保护电路）の構造であって、

1つの感熱素子（20）と当該感熱素子の状態を讀取る保護回路を備え、前記感熱素子はIGBT（絶縁ゲート型バイポーラ・トランジスタ）を備える1つの発振回路の近くに配置され、かつ当該発振回路はブリッジ（11）を有し：

前記感熱素子の一端はブリッジの負極出力端子（12）に接続され、かつそこで接地する；

当該感熱素子はプリント基板（10）上の1つの過熱保護点に固定され、当該過熱保護点は前記ブリッジ放熱器（13）と前記プリント基板（10）の嵌合部の裏側に位置する；

前記感熱素子は2つの完全に安定した熱伝導

経路を有し、その1つは前記ブリッジの負極出力端子に接続され、もう1つは前記放熱器を介して、前記プリント基板を通してその裏側に到達する；

ことを特徴とする。

【請求項2～4】事件の対象となっているが、実質の対象でないため解説含めて省略。

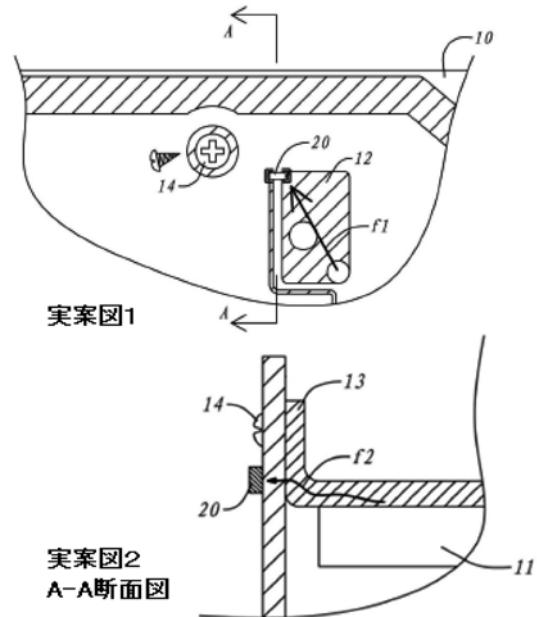


図1 実案添付図面

2. 2 実用新案専利権評価報告書

中国の実案は、原則無審査登録であるものの、最近の審査実務では新規性が欠如するような出願に対して、初級審査（方式）段階で審査官が簡単な調査を実施し、審査通知書を発行することが標準化されている。本件実案は、そうした審査強化開始前の出願で、2012年10月17日に登録印刷料、初年度年金の納付後、登録された。

実案は無審査登録であることから、日本同様に評価書制度があり、実案権者の殆どは権利行使前に専利権評価報告書⁵⁾（以下、評価報告書という）を入手し、侵害訴訟のみならず行政ルート取締でも係争時にその有効性を示す評価報告

書を提示することが一般的である。

実案権者の厦門実正電子科技有限公司(以下、実正電子という)は、2017年4月12日に評価報告書を請求し、国家知識産権局は5月10日に作成を完了し、6月2日付で発送された。本件評価報告書は全5頁、サーチの結果、中国発明4件、中国実案3件、イギリス特許1件、韓国特許1件が引用されたが、すべてAランク査定で、クレームに影響を及ぼす引用文献はなく、本件実案は新規性と進歩性を有するとの評価結果である。

3. 特許無効紛争

楽金電子(天津)電器有限公司(以下、楽金電子という)は実正電子による杭州市中級人民法院(以下、杭州法院という)への特許権侵害提訴を受けて、本件実案に対する特許無効宣言を請求した。

民事訴訟は、民事訴訟法第125条の規定により、訴状の副本が立案日から5日以内に被告に発送され、被告はその受領日から15日以内(延長不可、外国人は30日)に答弁書を提出しなければならない。通常、被告はこの答弁で非侵害の主張に加えて、裁判所の管轄異議と特許無効宣言請求手続き済みを理由に裁判の中止を申立てる。言わば、時間稼ぎであるが、答弁期間が短いので、無効宣言請求のための先行技術調査に十分な時間がとれないところ、理由補充期間を活用して無効理由を充実することを予定した形式的な無効宣言請求をする手法がしばしば採用される。

本件では、民事訴訟第一審の受理日の2017年10月25日から2か月半を過ぎた2018年の1月初めに無効宣言請求が提出されている。

3. 1 特許無効宣言請求

特許権侵害訴訟の被告の楽金電子は、国家知

識産権局専利復審委員会(以下、復審委員会という)に本件実案の無効宣言請求(以下、無効審判という)を提出し、2018年1月9日に復審委員会に受理された。その後の経過は下記の通り:

1月12日:復審委員会は杭州法院に無効審判受理の事実を通知。

2月10日:実案権者は意見陳述書を提出。

3月6日:復審委員会は4月16日の口頭審理日程を当事者に通知。

この間、請求人の楽金電子は、2月9日、2月23日、3月23日に追加の資料と意見陳述を提出し、復審委員会は実案権者に2月14日に請求人の最初の無効審判請求書、3月8日、3月22日、4月3日に追加分を転送した。

4月16日と25日:口頭審理開催

6月26日:審決書第36449号作成

7月2日:審決書送達

請求人は請求項1, 2, 4に対して、特許法第22条3項に規定する進歩性の欠如を理由に無効を主張し、引用文献は下記の3件で、請求項1は引用文献1と2、或いは2と3の組合せにより進歩性がないと主張した。引用文献は下記の通り:

文献1:中国実案2847775 Y H05B6/12

尚朋堂(广州)電器有限公司

放熱ファンを無段階変速する電磁調理器

文献2:中国特許100518418 C H05B6/66

パナソニック株式会社

高周波の誘電体過熱装置とサーミスタを有するプリント基板

文献3:中国実案201636927 U F24C 7/08

美的集团有限公司

電磁調理器の温度検出手段

請求人は、法定補充期間⁶⁾の最終日2月9日とその後3月23日に追加の引用文献を提出した

が、翻訳文未提出、追加提出が指定期間を過ぎたため、口頭審理当日に追加の引用文献に基づく無効主張を放棄した。追加の引用文献は下記の通り：

文献4：ドイツ特許2503183 A1

文献5：日本特許2005-56731Aと翻訳文

こうした無効審判手続き中の放棄は「もったいない」に属すると言える。重要な立証であれば、諦めることなく、理由補充や追加提出の効果があると想定できる場合、合併審理を目標に可能な限り早期に十分な理由のある無効審判を別に請求し、後日合併審理を申立てる対応策もある。

実用新案特許の無効審判手続きは、専利審査指南の第6部に規定があり、審査の原則は第二部第3章と第4章に規定する発明特許に対する審査基準を準用するが、進歩性については、発明は従来技術と比べ当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩がある。これに対し、実案は当該実案に実質的特徴及び進歩があることで、実質的に実案の進歩性の標準は低く、判断基準は従来技術に「技術的な示唆」があるか否かにある。また、発明特許の場合、比較的広い関連技術分野での複数の従来技術文献を引用して進歩性を評価することができることに比べ、実案の場合は、当該実案の技術分野の従来技術文献およびその文献の引用先まで、或いは当該技術の常用技術（原則、数の制限はない）に限られ、引用文献数は1つか2つ程度の制限を受ける。従って、発明特許と比べて、無効化のハードルは高く、必要十分な開示のある従来技術文献を発見し、無効の主張に活用できることが肝要である。

なお、無効主張では対象実案の請求項のすべての技術的特徴の構成要素と同一或いは、ほぼ同じ技術的特徴を開示している従来技術文献を最も近い引用文献とし、不足の部分を他の従来技術文献や常用技術と組合せ、全ての技術的特

徴の開示を組立て、技術的課題を解決する技術的効果や示唆が明確であれば有効な主張となる。示唆の有無は、技術分野、技術的課題、技術的効果が同じか否かで判断される。

無効審判は審査官3名の合議体が編成され事件を処理する。口頭審理では、双方に和解の意思がないことを確認し、出席当事者の認否、審査官の忌避、提出された立証証拠の認否、争点整理を行い、双方当事者の主張、質疑、合議体の予備的見解の表明がなされる。口頭審理後に、当事者は最終弁論書を提出し、それを受けて、合議体は審決書を作成し、当事者に送達する。

さて、請求人は、文献1は電磁調理器に関し、主回路と冷却ファンを備え、その間に温度センサ制御回路が設けられていることが開示されていることから、両者の電氣的接続関係及び温度センサNTCを用いた発熱温度の監視と温度検出の機能があり、文献3は電磁調理器の温度検出装置に関し、放熱器がPCB基板に嵌合する場所の裏側に温度サンプリング素子が位置し、またそれは熱伝導経路であることから、請求項1は文献1と3の組合せにより進歩性がないと主張した。

実案権者は、文献1は請求項1に記載の「感熱素子はIGBTを含む発振回路の近くに配置されている」及び「前記感熱素子の一端が前記ブリッジの負極出力端子に接続され、そこで接地する」ことを開示していない。本件実案の感熱素子とブリッジの負極出力端子の接続は物理的接続関係であり、電氣的接続ではない。また、文献1に開示される温度センサが主要部品の温度を測定するとの主要部品は上位概念に属し、本件実案のブリッジは下位概念であるため、文献1の温度センサは発振回路の近くにあることは説明できないと主張した。

合議体は、次のように判断を下した。請求項1に記載の「前記感熱素子の一端が前記ブリッジの負極の出力端子に接続され、そこで接地す

る」という文面上の意味は電氣的接続であるが、実案権者の陳述の物理的接続に従うと、請求項1に記載の感熱素子の2つの熱伝導経路の記述の「その1つは、前記ブリッジの前記負極出力端子に接続されている」に物理的接続は具現化されている。文献1には温度センサの1つの端子と主回路における整流器の負極の接続が開示されているが、これは電氣的接続である。

また、文献1では、「感熱素子の一端がブリッジの負極出力端子に接続され、完全に安定した熱伝導経路が形成されている」を確認できない。文献3の「放熱器が嵌合するPCB基板の裏側に温度サンプリング素子が位置する」の技術的特徴は、本件実案の「感熱素子はプリント基板上の1つの過熱保護点に固定される」に相当し、また「放熱器からPCB基板を介して温度サンプリング素子に伝達される」は当該「熱伝導経路」に対応する。しかし、文献1と3のいずれも、「感熱素子が2つの完全に安定した熱伝導経路を有する」との技術的特徴を開示していない。また、両方引例を組合せても当該「熱伝導経路」の示唆がない。なお、文献2は、技術的課題、技術的手段及び技術的效果が異なる。

以上の結果、復審委員会は本件実案には進歩性があり、有効で維持するとの審決を下した。

3. 2 審決取消行政訴訟第一審

当事者は、復審委員会の審決に不服の場合、審決書の受領日から3か月以内に北京知識産権法院に行政訴訟を提起することができる⁷⁾。なお、行政訴訟を弁理士は代理できず、司法部の認可を受けた弁護士が法廷代理人となる。本件では原告及び第三者は別の代理人に法廷代理を委任している。なお、復審委員会は組織内の訴訟部門が通常は、行政訴訟を直接担当する。

楽金電子は、復審委員会が6月26日に下した審決第36449号に不服で、法定期限内の8月29日に北京知識産権法院（以下、北京法院という）⁸⁾

に行政訴訟を提起し、9月6日に受理された。

北京法院は担当する合議廷を設置し、利害関係者である実正電子に第三者としての訴訟参加を通知した。当事者は下記の通り：

原告：楽金電子（天津）電器有限公司

被告：国家知識産権局復審委員会

第三者：廈門実正電子科技有限公司

公判審理は2019年2月26日に開催され、当事者それぞれの代理人のみが参加した。

行政の決定に不服で訴訟を提起する場合、行政訴訟法第54条に基づき、行政機関が適用した法律規定の錯誤、手続き違反、職権濫用などがその訴訟理由となるが、請求人は新たな証拠や主張も提出することができる。

原告は、被告の復審委員会が審決で文献1は感熱素子がブリッジの負極出力端子に接続され、完全に安定した熱伝導経路を形成していることを開示していないと判断したのは誤りで、文献1と3は請求項1のすべての技術的特徴を開示していること、さらに当該両文献の組合せには技術的示唆があるため、請求項1に進歩性があると判断を下したのは誤りで、審決を取消し、新たな決定を下すことを求めた。

被告は、原告の訴訟理由は成立しないとして、原告の訴訟請求を却下することを求めた。

第三者は被告の意見に同意し、原告の訴訟請求を却下することを求めた。

北京法院は、まず、無効審判の経緯、証拠の確認、原告の主張と被告の審判での判断を再確認するとともに各当事者の請求内容を確認した。

ところで、原告は開廷審理中に被告が無効審判中に行った文献1～3の開示内容の確定に異議はないものの、依然として、請求項1には進歩性がないことを表明した。こうした表明は原告が審理範囲を限定し狭めることになるため、審理開始時にすることは異例で、無効審判の判定を維持したい特別の理由や目的があるとして

も、時には心証が悪く、比較的不利な判断に傾く恐れがあることに注意しなければならない。

北京法院は、審理を開始にあたり、本件実案登録公報、引用文献1～3、及び当事者の陳述を証拠とし、論点を請求項1の過熱保護回路の構造が文献1と3の組合せ、文献2と3の組合せのそれぞれで進歩性の有無を判断することとした。

北京法院は文献1と3の組合せについて、本件実案の明細書には、「当該過熱保護回路は回路構成だけでなく、その物理的構造も非常に重要で、感熱素子には2つの完全に安定した熱伝導経路があり、1つはブリッジの負極出力端子に接続される熱流伝導経路 (f1)、もう1つは放熱器を介しプリント基板を通し裏側に到達する熱流伝導経路 (f2) である」との記載があり、当該構造の保護回路は放熱器とブリッジの温度を同時に監視し、両者のいずれかに過熱現象があると感熱素子が感応し、保護動作を誘発する。つまり、回路構成だけでなく、物理的構造も請求項1に記載される全体的な技術案において不可分な技術的特徴であることがわかる。そして、実案権者の無効審判中の声明を請求項1の解釈に採用できるとした。また、文献1には物理的構造の位置関係の開示がないとも判断した。なお、実案権者が口頭審理中に部品名称の表現を簡略化、或いは本来の意味から逸脱した解釈をした可能性があるが、それらは請求項1の保護範囲の解釈に影響しないとした。また、文献3には電磁調理器の温度検出装置が開示され、温度検出素子が放熱器の嵌合部のプリント基板の裏側に位置する技術的特徴とシステムによる熱伝導経路の開示があるが、文献1と3は共に前述の「2つの完全に安定した熱伝導経路」を開示していない。また、両文献の組合せによる技術的示唆もないと判断した。

引用文献2と3の組合せについて、文献2は高周波の誘電体過熱装置とサーミスタを有する

プリント基板に関し、サーミスタの一端を整流回路の負極接続とダイオードブリッジのピンに近接した配置が開示されているが、解決すべき技術的課題はファンが緊急停止した場合の温度を迅速かつ正確に検出することである。そのため技術的手段も技術的效果も異なるため、文献3と組合せても、本件実案には進歩性があると判断した。

北京法院は、以上の2つの判断から復審委員会の審決を維持し、原告の請求を却下した。

4. 特許権侵害紛争

実正電子は韓国LG社の電子レンジが本件実案を侵害していることを発見し、2017年9月11日にECサイトの天猫TmallでLG社の生活家電代理店（中国語：LG生活電器旗艦店）である烟台万昌電器有限公司（以下、万昌電器という）の運営する店舗で、本件実案の被疑侵害品が使用されている電子レンジ製品LGMH6595GDSを公証購入し、証拠を確保した。その後、当該製品を分解し、被疑侵害品を確認した。原告はこうした一連の手続きを公証保全するとともに、杭州法院に提訴し、杭州法院は10月25日に立案した。



図2 被疑侵害品 LGMH6595GDS

中国で被疑侵害品を発見した場合、まず侵害品現物を侵害の立証証拠として確保しなければならない。侵害の立証責任は原告にあるため、原告は裁判所に提出する証拠を証拠の三要素（真実性、関連性、合法性）に基づき収集するが、

被告が否認できないように、被告との関係性を示す証拠、それを裏付ける帳票や資料を収集する。こうした証拠収集証拠の真実性を確保するために商品購入から受取、分解までを立証する公証書が不可欠である。侵害品が入手できない場合や損害賠償を求める場合は、立証が難しいため、訴訟前の証拠保全や仮差止などを裁判所に申立て収集や対策をすることもできる。

本件での特許権侵害行為は、製造と販売行為が楽金電子、販売及び販売の申し出の行為が万昌電器である。ところで、ECサイトでの特許権侵害（意匠を含む）行為の侵害地は、著作権侵害と異なり、ECサイトのサーバー所在地となる。そのため、ECサイト事業者の浙江天猫网络有限公司（以下、天猫という）は直接的な侵害品の販売の申し出行為を行っているわけではないが共同被告となり、その所在地の杭州法院に特許権侵害の第一審の管轄権があるため、正実電子は杭州法院に特許権侵害を理由に提訴した。

実案侵害で提訴された場合に審理を中止するかどうかは最高人民法院の司法解釈 [2001] 21号⁹⁾により、最初の15日の答弁期間内の対応により決定されるが、原告は評価報告書を提出しているものの、被告はその間に無効審判請求をしていない。本件では、被告がどのような答弁をしたか不明であるが、杭州法院は本件を複雑な事件として6か月の審理延期を決定した。

なお、中国での特許権侵害訴訟での侵害判断は、オールエレメントルール、均等論、禁反言、機能的表現或いは上位概念用語の解釈であり、非侵害の抗弁は、公知技術、先使用、及び侵害不知による使用である¹⁰⁾。

4. 1 民事訴訟第一審

民事訴訟第一審は、2017年10月25日から6か月の審理延期があり、その間、復審委員会の審決が2017年7月2日に送達されており、その結果を受けて、開廷審理が行われた。

(1) 原告の請求及び被告の答弁

原告の請求は下記の通り：

- 1) 楽金電子は直ちに侵害品の生産、販売、販売の申し出の中止、完成品と半製品の在庫の廃棄、権利侵害製品の生産専用金型の廃棄。
- 2) 万昌電器及び天猫は、直ちに侵害品の販売を停止。
- 3) 楽金電子、万昌電器、天猫は原告の経済損失50万元（約800万円）の賠償及び侵害防止のための合理的支出16,995.85元（約27万円）の支払。
- 4) 楽金電子、万昌電器、天猫は原告の訴訟費用を負担すること。

被告1の楽金電子の答弁は下記の通り：

- 1) 行政訴訟中であり、実正電子の主張は物理的常識に反し応用性がなく係争実案が無効になる可能性が高いため審理の停止。
- 2) 無効審判中に実正電子が請求項1の熱伝導経路が物理的接続であること、また、過熱保護点が放熱器とプリント基板の嵌合部の裏側にあるとの陳述により、被疑侵害品は非侵害である。
- 3) 原告の楽金電子に対する提訴の却下。
- 4) 悪意訴訟による、被告の損害を賠償。

被告2の万昌電器の答弁は下記の通り：

- 1) 無効宣言請求手続き中のため審理の停止。
- 2) 被疑侵害品には請求項の多くの技術的特徴が欠けており、侵害の主張は当たらない。
- 3) 楽金電子の製品を販売し侵害不知であり、既に天猫サイトから掲載を削除している。
- 4) 原告の万昌電器に対する提訴の却下。

被告3の天猫の答弁は下記の通り：

- 1) ECサイト事業者であり、被疑侵害品の販売、販売の申し出行為を行っていない。
- 2) ECサイト店舗経営者には、他人の合法的

権益を侵害する商品の展示をしないことを要求しており、事業者としての義務を果たしている。

- 3) 原告は提訴前の警告をしておらず、訴状受領後適切な措置をとり、万昌電器は被疑侵害品をサイトから削除している。
- 4) 原告の天猫に対する提訴の却下。

(2) 原告の主張

原告は、公証購入した被疑侵害製品は請求項1, 2, 4に記載されるすべての技術的特徴があり、保護範囲に入るとし、さらに、請求項1の「過熱保護点」は1つの領域で1つの点ではない。「ブリッジ放熱器」とは、ブリッジを搭載した放熱器を指し、「前記ブリッジ放熱器とプリント基板との嵌合点」は放熱器とプリント基板との接点だけでなく、放熱器に搭載されたブリッジ及びIGBTとプリント基板との嵌合領域が含まれると主張した。

(3) 被告主張の被疑侵害品と請求項の相違点に対する杭州法院の判断

- 1) 発振回路は1つのブリッジを持たない

請求項1に記載の「発振回路」はその文脈から通常の意味のLC発振回路ではなく、IGBTやブリッジなどの主要部品も含む。被疑侵害品の発振回路はCPUとIGBTからなり、CPUによってPWM信号が生成されIGBTを制御するため、被疑侵害品は1つのブリッジを持つ。

- 2) 回路構成は、物理的接続でない

本件実案の接続について、実正電子は無効審判中に自認しているように、感熱素子の一端とブリッジの負極出力端子との接続は直接的に接触する物理的接続であり、被疑侵害品の感熱素子はブリッジの負極出力端子と電氣的に接続されており、直接接触する物理的接続ではない。

- 3) 過熱保護点は嵌合部の裏側がない

実正電子は無効審判中に「過熱保護点は前記

ブリッジと前記プリント基板との嵌合部の裏側にある」について、「嵌合部（中国語：配合処）は接続部である」と陳述した。そして、本審理で「ブリッジ放熱器」とは、ブリッジを搭載した放熱器を指しており、ブリッジも放熱器も含まれる。そして、嵌合部は、放熱器とプリント基板との接触位置だけでなく、放熱器に搭載されたブリッジ及びIGBTとプリント板との嵌合領域までを含むと主張した。

これに対して、杭州法院は「ブリッジを搭載した放熱器」は「ブリッジと放熱器」と同一ではなく、実案明細書の記載からみて、「前記ブリッジ放熱器と前記プリント基板との嵌合部」は、放熱器に搭載されたブリッジおよびIGBTとプリント基板との嵌合領域まで拡張すべきではないと判断した。また、被疑侵害品の感熱素子の固定位置は放熱器とプリント基板の接続部の裏側から約13mmのところにあることから嵌合部の裏側から比較的遠く離れていると判断した。

- 4) 感熱素子には2つの熱伝導経路がない

前述2, 3の通り、請求項1の技術的特徴に欠けるため、「完全に安定した熱伝導経路」が存在するとの認定は難しいと判断した。

以上から、杭州法院は、以下の裁定を下した：被告主張の相違点2, 3, 4が成立し、被疑侵害品は請求項1の複数の技術的特徴が欠け、その保護範囲に入らない。従って、被疑侵害品は非侵害である。また、それに対応する侵害行為がないため、被告には関連する民事侵害責任はない。従って、原告の訴訟請求は事実と法律的根拠に乏しく、支持しない。なお、被告のその他の請求は却下した。

5. 民行合同審理（二合一）

司法改革により最高知識産権法廷は、民事訴訟と行政訴訟の長年の分離状況を一元的かつ統一した管轄権を獲得した。従って、既存の法的枠組みの中で、二元分立の弊害に対して革新的

な方法で当事者の権利と利益を保護する方法を積極的に模索している。こうした状況下、初めてかつ有益な試みとして民事第二審と行政第二審の「二合一（以下、民行合同審理という）」同時審理が、2019年12月の「集中審査期間」に実施されたのである。原告の実正電子、被告の楽金電子、及び国家知識産権局が同一の法廷に出廷し、特許権侵害民事訴訟と対象特許無効取消行政訴訟のそれぞれの第二審の開廷審理が実施された。特許法が未だ改正されず、意見募集中の司法解釈も多くある中、訴訟手続きの簡素化、効率の向上に加え、民事と行政の手続きの違い、権限の境界の合理的調整など課題も多く、また、公平な利益と損害の分担、司法信頼の向上のため、どのような民行合同審理の裁判手続きが採用され、どのような裁定が下されるのか、各方面から注目された。

また、本件は実用新案特許の侵害事件と対象権利を確定する行政事件の同時裁判という新しい試みであるために、保護範囲の解釈に違いや矛盾がないよう同じ技術調査官を指名したり、関係当事者の座席配置を調整したり、また、判決文の記載方法や内容を一般に理解しやすいように変えるなどの対応がとられた。今後こうした事件は迅速な審理や権利の安定の観点から増える方向にあると思われる。

5. 1 民行合同審理の背景と実際

本件が民行合同審理事件として、象徴的な事件として取り上げられた理由には、同一特許、同一当事者に加えて、クレームの権利確認紛争と侵害紛争で実案権者の主張で解釈が揺れ動き齟齬や誤りが生じたことに対して統一した権利解釈を出すことで特許保護制度のあるべき姿を示すこと、今後のための統一した手続きとその価値を示すこと、そして、最高知識産権法廷が特別に展開する「集中判定週間」に公開審理を行うことでの効果を狙ったものと考えられる。

新しい試みとしては、下記の通り：

1) 専任担当の調整

法定訴訟サービスセンターは民行合同審理案件のための選任裁判官による合議廷の編成と専任技術調査官を選任した。

2) 開廷前合同審理¹¹⁾の導入

合議廷メンバーと技術調査官が十分に意見交換や係争特許の保護範囲など不明点に理解を進め不一致を回避するよう協調を推進する。

3) 円卓開廷前審理の開催

民行訴訟事件の当事者の地位が一致しない場合、新しい試みとして全当事者が参加する円卓開廷前審理を開催する。通常の開廷前審理は当事者が左右に分かれる対面式の座席であるが、国家知識産権局を間に配置する口の字形式とした。本事件の座席配置は図3の通りである。

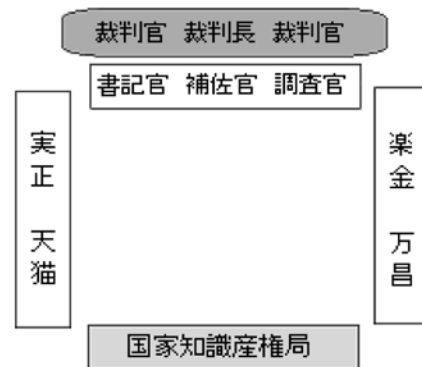


図3 円卓開廷座席表

4) 丁寧な判決文の公表

一般の民行事件が交差する事件の審理と法廷の構想に対する理解が進むように判決文の「審理経過」、「事実の究明」、「裁判の要点」部分の記載を増やし、全面的な説明ができるように努める。

本件では、原告の実正電子は復審委員会の口頭審理での請求項の解釈に齟齬が生じ、そして、楽金電子の北京法院の口頭審理での表現に誤りがあり、杭州法院はこれらを誤って引用したと主張した。一方、楽金電子は実正電子が無効審

判と民事訴訟で異なるクレーム解釈をしたと主張した。こうした状況ではクレームの進歩性判断と権利侵害判断が正確かつ統一したクレーム解釈の上で行われない危惧がある。

円卓開廷前審理の開催は、第二審の審理前にこうした民事審理では突破しておくべき課題が明確となる意義があり、今後の係争でも現行訴訟手続きでもこうした不備の部分を効果的に解決する手段となろう。

5. 2 行政訴訟第二審の審理

本件は(2019)最高法知行終142号で、行政訴訟判決(2018)京73行初8992号不服審理であるが、民事訴訟での侵害判断のためにも請求項1において当事者の解釈が不一致の部分について明確な判断を下している。

控訴人：楽金電子

被控訴人：国家知識産権局

第三者：実正電子

審理の経過は下記の通り：

2019年9月12日 第二審 受理

同10月22日 円卓開廷前審理 開催

同12月5日 審理 判決

控訴理由（楽金電子）

i) 原審判決の取消

ii) 審決第36449号の再審或いは修正

iii) 国家知識産権局の第一、二審の受理费負担

(1) 請求項1で解釈が異なる点

1) 感熱素子の熱伝導経路の「1つは前記ブリッジの負極出力端子に接続される」について
実正電子の主張は、感熱素子はブリッジの負極ピンの銅箔に接続する。

楽金電子の主張は、感熱素子は銅箔を介してブリッジの負極に接続する。

国家知識産権局の主張は、1つの明確な熱流路であるが、請求項に具体的な実施形態は限定

されていない。

2) 「当該過熱保護点は前記ブリッジ放熱器と前記プリント基板の嵌合部の裏側に位置する」について

実正電子の主張は、ブリッジ放熱器の装着領域の裏側、すなわちブリッジ放熱器全体がプリント基板上に投影される領域の裏側である。さらに、本件実案は温度の重畳効果により温度監視を実現していると主張した。

楽金電子の主張は、放熱器とプリント基板の接触部の裏側である。

(2) 第二審で確定した焦点と理由

1) 請求項1での解釈が異なる点の判断

i) 感熱素子の熱伝導経路の「1つは前記ブリッジの負極出力端子に接続される」について、

第二審は、当該限定を物理構造の熱伝導経路で、「感熱素子はブリッジの負極ピンの所の銅箔に接続される」と認定し、以下の説明を加えた。本件実案明細書の記載から保護を求める内容は回路構成だけではなく、物理構造も含まれ、請求項1の文章は電氣的接続および熱伝導経路を明確に区別し、感熱素子が負極出力端子に接続される第2の熱伝導経路は明らかに物理構造関係の記述である。ブリッジの負極出力端子は具体的にはプリント基板上の銅箔であり、ブリッジの負極出力端子のピンと銅箔の間に接続関係がある。従って、実正電子の「感熱素子は直接ブリッジに接触する」や「感熱素子はブリッジの負極ピンの銅箔に接続する」の主張に矛盾はないが、無効宣言手続きの口頭審理で「感熱素子は直接ブリッジ負極ピンに接触する」とは限定できないとした。

ii) 「当該過熱保護点は前記ブリッジ放熱器と前記プリント基板の嵌合部の裏側に位置する」について、

第二審は、過熱保護点は放熱器とプリント基板との接触面の裏側にあると解釈すべきと認定

し、以下の説明を加えた。過熱保護点が放熱器とプリント基板の接触面の裏側に位置することが本発明の解決する技術的課題と技術案である。請求項では「嵌合部（配合処）」という表現を使用している、つまり、ブリッジ放熱器とプリント基板との間には相互に嵌合する具体的位置があることが表現されている。また、過熱保護点はその位置の裏側に位置する。ブリッジ放熱器とプリント基板の嵌合する嵌合部は放熱器とプリント基板とが嵌合し、接触する嵌合接触面でなければならない。実正電子は「嵌合部」をブリッジ放熱器全体がプリント基板上に投影される領域と理解しなければならないと主張したが、その範囲はブリッジ放熱器とプリント基板との間の相互に嵌合する具体的位置を超えており、請求項の文意を逸脱している。なお、実正電子は無効宣告手続きの口頭審理で「嵌合部は接続部である」と明確に陳述している。

2) 請求項1の文献1と3の組合せに対する進歩性について

第二審は、文献1は熱伝導経路も温度センサNTCの具体的な位置も開示していない。文献3はブリッジ放熱器、感熱素子の第1の完全に安定した熱伝導経路も開示もないため、文献1と3の組合せに対して進歩性がある。なお、実正電子による本件実案は温度の重畳効果により温度監視を実現しているとの主張は明細書のサポートがなく、これを支持しない。

3) 請求項1の文献2と3の組合せに対する進歩性について

第二審は、文献2には放熱器をブリッジの放熱のために使用されることや感熱素子が放熱器とプリント基板の嵌合部の裏側にあることの開示がない。また、文献3にはブリッジ放熱器及び感熱素子の第1の熱伝導経路の開示がなく、放熱器とブリッジの同時温度監視も開示がないため、文献2と3の組合せに対して進歩性がある。

以上のことから、控訴を棄却し判決を維持す

る。なお、これは最終判決である。

5. 3 民事訴訟第二審の審理

本件は、(2019)最高法知民終366号で、民事訴訟判決(2017)浙01民初1405号に不服の控訴事件である。

控訴人：実正電子

被控訴人：楽金電子

元被告：万昌電器，天猫

審理の経過は下記の通り：

2019年8月26日 第二審 受理

同10月22日 円卓開廷前審理 開催

同10月23日 第一回公開審理

同12月5日 第二回公開審理 判決

控訴理由（実正電子）

- i) 原審判決の取消
- ii) 実正電子の原審すべての訴訟請求を修正
控訴人の主張
- i) 原審は、本件実案の感熱素子とブリッジの物理的接続関係を直接接触の接続関係と表現し保護範囲を減縮し、誤った事実認定をした。
- ii) 原審は、請求項1の「過熱保護点」を放熱器とプリント基板とが接続する場所の真裏側と解釈し保護範囲を減縮し、誤った事実認定をした。
- iii) 原審は、被疑侵害製品は請求項1に記載の2つの熱伝導経路を備えていないと誤った事実認定をした。
- iv) 実正電子の代理人の口頭審査における表現は、特許明細書の真実の意味に反し、代理権限を超え、本件実案の保護範囲を制限した。原審は何度も当該代理人の特許無効宣告手続きの口頭審理での誤った発言を引用し、請求項の保護範囲に誤った認定を下した。

被控訴人の弁明

楽金電子は原審の認定は正しく、代理人の陳述を否定する法的根拠がないため、原審維持。

万昌電器は原審で実正電子は万昌電器に対する請求を放棄した。

天猫はプラットフォーム事業者であり侵害行為や過失はなく、責任は果たしている。

(1) 第二審の判断

第一審の技術判定以外の事実認定に間違いなことを確認し、開廷前審理と行政二審の審理を参照し、以下の3点を争点とした。

1) 請求項1の解釈

この解釈は、行政訴訟第二審の解釈と同じであるが、実案権者が無効審判で放棄した技術案は侵害事件でも保護範囲に入らない。

2) 被疑侵害品に本件実案の感熱素子から負極出力端子に通じる熱伝導経路の有無

被疑侵害品のブリッジの負極ピンをプリント基板に挿入し溶接点を形成し、感熱素子がブリッジの負極ピンに接触するプリント基板の銅箔に取り付けられている。この銅箔はブリッジの負極出力端子である。請求項1の感熱素子の熱伝導経路の「その1つは前記ブリッジの前記負極出力端子に接続する」に基づくと、被疑侵害品はこの完全に安定した熱伝達経路を備えていることになる。

原審判決は、実正電子が無効審判の口頭審理で第一の熱伝導経路を直接接触する物理接続に限定し、さらに感熱素子と銅箔の接続は「直接接触」ではないと判断し、プリント基板の銅箔をブリッジの負極出力端子と認定しなかったのは誤りである。このため、被疑侵害品は感熱素子からブリッジの負極出力端子の熱伝導経路を持たないとの誤った結論であることが判明した。本院はこれを是正する。

3) 被疑侵害品の感熱素子の位置と本件実案の過熱保護点とに均等の有無

被疑侵害品の放熱器にはブリッジが設けられ、4つのピンでプリント基板に挿入されており、放熱器はプリント基板にネジで装着されて

いる。放熱器は放熱器とプリント基板の嵌合する場所の裏側から約13mm離れたところに設けられており、請求項に記載の位置には設けられていない。

被疑侵害品の感熱素子の位置は請求項の過熱保護点と均等を構成するか否かについて、請求項は、「この過熱保護点は前記ブリッジ放熱器と前記プリント基板とが嵌合する場所の裏側にある」と記載があり、被疑侵害品の感熱素子の位置は請求項に限定される過熱保護点から約13mm離れている。この距離があると放熱器の熱量を正確に採集できなくなるため、均等判断の原則から被疑侵害品の感熱素子の位置は請求項の技術的特徴に均等を構成しない。そのため、被疑侵害品は「放熱器を介して前記プリント基板を通してその裏側に達する」完全に安定した熱伝導経路を備えていないと認定できる。

以上のことから、原審には法律適用に不適切なところはあがるが、本件の結論に影響を及ぼさないため、控訴を棄却し判決を維持する。なお、これは最終判決である。

(2) 請求項の解釈

侵害訴訟における請求項の解釈では、特許法第59条1項、司法解釈(一)¹²⁾第1条から第3条にあるように、請求項は明細書や図面、関連する特許審査書類を用いて解釈することができる。明細書に請求項の用語を特別に限定している場合はその限定に従い、これらの方法を用いても、用語の意味を確定できない場合は、公知文献及び当事者が理解する通常の意味を踏まえて解釈することができる。司法解釈(二)¹³⁾第6条では、更に、関連する分割出願などまでその範囲を広げるとともに、特許審査書類の範囲も審判中の書面資料、面談記録、口頭審理記録などまで拡大された。さらに、司法解釈(二)の第4条では曖昧な表現について、当事者が請求項、明細書及び図を読むことで唯一の理解が得

られる場合、この唯一の理解に基づき認定するとした。

本件で、請求項を理解し解釈するために、審判官や裁判官が特許権者や特許権者の代理人の陳述した内容を活用するのは合法的であり、後から否認できないことに注意が必要である。

証拠を提出する場合には、証拠に関する認定を当事者や裁判官が行うために、そのリスクは少ないが、審査や審判の資料また陳述は否認できないことになる。筆者の経験からは、そうした記録が案件ファイルに存在しない場合、審判官や裁判官引用はなかったことと判断するため、権利に関係ない提出物や取りやめた無効取消などは積極的に取下げるようにすることで、後日引用されるリスクを減らすことは重要である。

なお、2019年の専利審査指南の改正で審査官との電話会議など質疑情報は記録として残すことが明確になったため、下記の禁反言の関係もあるが、記録としてファイルに残される技術内容に対する主張や解釈には十分な注意と対策が求められる。

(3) 禁反言（禁止反悔原則）

禁反言の原則は、初めて2009年の司法解釈(一)第6条に、特許出願或は無効宣告手続き中に、請求項、明細書の補正或は意見陳述後に放棄した技術案について、特許権者が侵害訴訟中にこれを特許権の保護範囲に再び加えた場合支持されないと明確にされた。その後、司法解釈(二)の第13条で禁反言の反証の効果として、特許権者が明確に反証に成功した場合は除くとセーフガードが規定された。なお、陳述がその範囲に加わっているが、前項の判断資料の範囲の拡大から特許出願中のみならず、審判手続きで提出や陳述された内容もその対象となる。

本件では、代理人が陳述した内容がその対象となっているが、中国の侵害訴訟では代理人の行為を権利者の意図しない代理範囲を超えたも

のと委任元が主張することはままあることで、驚くことではない。通常、中国の審判や訴訟の口頭審理には複数名の弁理士や弁護士が参加し、こうしたことが生じないように答弁や陳述する内容を確認するものであるが、それとは別に、訴訟グループのメンバーに元裁判官や案件外の弁護士や技術担当者を加えた事前検討会を開き、口頭審理での想定問答を繰り返すなど開廷審理前に十分な対策をとることが好ましい。

(4) 均等論（等同原則）

均等に関する判断は、専利審査指南の第二部第二章第3.2.1節7段、8段に機能的表現或いは効果のある特徴について記載があり、司法解釈(一)第4条や第21条に初めて、明細書及び図面が描写する当該機能或は効果の具体的な実施方式及びそれと均等の実施方式に基づき、当該技術的特徴の内容を確定しなければならないと明確な指針が出された。しかし、均等の実務上の適用に振れ幅が生じたため、司法解釈(二)の第8条でその適用が諸外国と同様の条件で以下のように明確にされた。

「機能或いは効果を実現するために必要不可欠な技術的特徴と比較し、被疑侵害品技術で対応する技術的特徴が基本的に同一の手段で、同一の機能を実現し、同一の効果を上げ、当業者が侵害発生時に創造的な労働なく想到できる場合、対応の技術的特徴を同一或いは均等と認定しなければならない」

本件では、請求項の「この過熱保護点は前記ブリッジ放熱器と前記プリント基板とが嵌合する場所の裏側にある」という表現から、過熱保護点の位置は放熱器とプリント基板とが接触する面の裏側に限定された。一方、被疑侵害品の感熱素子の位置は請求項に限定される過熱保護点から約13mm離れている。この距離があっても、被疑侵害品の放熱器の熱をプリント基板の温度上昇を感熱素子に感知させることができる

が、放熱器の熱は拡散し続けるため、熱量を正確に採集できなくなる。従って、両者の手段、機能、効果及び当業者の認識から見て、被疑侵害品の感熱素子の位置は請求項の技術的特徴に対して均等を構成しないと判断されたのである。

つまり、侵害訴訟での「機能」や「効果」の均等の判断は「同一の手段」+「同一の機能」+「同一の効果」+「当業者の創造的努力不要」を条件とする。従って、請求項に機能や効果を表現に利用する場合、発明のポイントに関する要素の組合せなど、機能的特徴に対応する実施態様や技術的手段を記載する。出願の審査では、その特徴は全ての「機能」や「効果」を実現できるすべての実施形態が含まれると判断され、侵害訴訟では、明細書に記載された「実施例」に限定解釈されることになる。なお、司法解釈(二)の第8条は「機能的特徴」を定義するとともに、「機能的表現を有する一般名称」を除外している。また、機能的特徴と認定されながら明細書に機能を実施する記載がない場合、非侵害とされるのである。従って、請求項に機能や効果の限定がある場合、その効果を客観的に測る手段や装置構成などを明細書中に記載しておくことも重要であり、そうした記載がないと相手側当事者からその効果の否認、測定方法に同意できないとの反論が予想される。

6. おわりに

本事件を俯瞰してみると、第二審で民行合同審理(二合一)が初めて適用された事件とは言え、非侵害、特許有効という痛み分けの構図で、その判断手法もクレーム解釈と被疑侵害品分析にオーソドックスなオールエレメントルールと均等の原則が適用され、また裁判所の判断も原審維持のため、変化のないよくある事件である。平凡な事件だからこそ最高知識産権法廷は各人民法院が二合一事件で、その手続き、判断方法、技術調査官の活用などに参考となる指導的事件

としたものと考えられる。

本件実案の明細書とクレームの作成に注目すると、作成レベルが低いといえる。例えば、電気製品の構造上の接続について言えば、機械構造(物理的接続)やプリント基板などが絡む回路構成(電氣的接続)の両方が関わる場合に、単に2つの部品の接続といっても、本件のように目的と効果から全く異なる場合、読み分けることが難しい場合がある。また、本件実案では接続に関する中国語表現が状況に応じて、連接、配合、連通、串聯が、そして被疑侵害品との対比分析では接触が使用されている。また、物理的構造における接続には異なる部品間の直接的接触が必要であるが、電氣的接続においては異なる部品間の直接接触は必ずしも必要でない。楽金電子のほか、復審委員会や杭州法院は十分こうした点の区別ができていなかったと言える。

こうした状況から最高知識産権法廷は、請求項1の「感熱素子は2つの完全に安定した熱伝導経路を有し、その1つは前記ブリッジの前記負極出力端子に接続され、もう1つは前記放熱器を介して前記プリント基板を通してその裏側に到達する」の部分は配線構造の接続関係と機械構造の接続関係を同時に限定していると確認し、これを区別するために、「感熱素子の端部をブリッジの負極出力端子に接続され、そこで接地される」の配線構造を回路構成或いは電氣的接続と明確にし、「熱伝導経路」の部分は機械構造で物理的構造接続と表現している。物理的接続については、実用新案特許の名称と明細書の記載を引用している。

中国の実用新案特許は頁数も少なく、実施例も少なく、中国各地の文章記載方法は多様であることから、上記のような意味がわかりづらい或いは曖昧なクレームの表現や記載があることに注意しなければならない。本件の韓国系企業楽金電子の無効審判での請求内容を見ると、実用新案特許の十分な分析と対策ができていない

のは以上のような背景があるのかもしれないと推測する。本報告が日本企業の実務者が中国の実用新案特許で侵害警告や提訴を受けた場合の参考になれば幸いである。

注 記

- 1) 中国の特許（専利）のカテゴリーには、発明、実用新案、意匠が含まれる。
- 2) 最高人民法院副院長、最高知識産権法廷廷長羅東川 中国審判2020年3月14日発行
<http://www.chinatrial.net.cn/news/26204.html>
(URL参照日：2020年5月26日)
- 3) 最高人民法院による特許登録権利確認行政事件の審理における若干の問題に関する規定(一)(意見募集稿) 2020年4月28日公示
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-227631.html> (URL参照日：2020年5月26日)
- 4) 最高人民法院による知識産権法院の技術調査官の訴訟活動参加にかかる若干問題に関する暫定規定 2014年12月31日公布
- 5) 参照：特許法第61条2項、特許法実施細則第56条、第57条。日本と違い実用新案と意匠について、特許権者だけが1度だけ請求することができる。
- 6) 特許法実施細則第67条に無効宣言での理由補充期間は特許無効宣言請求の受理日から1か月以内との規定がある。外国語などで翻訳文の提出が必要な場合は、更に1か月の補充期間が認め

られる。法定期限を過ぎた提出を復審委員会は見るとは義務はない。

- 7) 参照：特許法第46条2項。
- 8) 国家知識産権局の決定に不服で行政訴訟を提起する場合、管轄権は北京知識産権法院にある。行政改革前は北京第一中級人民法院である。
- 9) 最高人民法院による特許紛争審理にかかる若干の規定(司法解釈[2001]21号)には、以下の関連規定がある。第8条に実案の訴訟では原告の評価報告書の提出義務、被告は答弁期間内に無効宣言請求すること。第9条に中止しない条件として、評価報告書が実案有効の判定があること、被告が周知技術の立証、或いは無効となる十分な資料があるなどの場合。第10条に答弁期間後の無効宣言請求では審理を中止しないこと。
- 10) 参照：特許法第59条(非侵害)、第62条(公知技術、先使用)、第70条(侵害不知)、及び司法解釈[2009]21号、[2001]21号、[2015]4号、[2016]1号。
- 11) 開廷前合同審理は、行政訴訟法第101条、民事訴訟法第33条(4)項、及び最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈第224条の規定に基づく。
- 12) 最高人民法院による特許紛争審理にかかる若干の規定(一)司法解釈[2009]21号、同改正 法積(2015)4号
- 13) 最高人民法院による特許紛争審理にかかる若干の規定(二)司法解釈[2016]1号

(原稿受領日 2020年5月26日)